

**75歳以上**  
(65~74歳で一定の  
障害のある方)  
**の皆さまへ**

**後期高齢者  
医療制度**

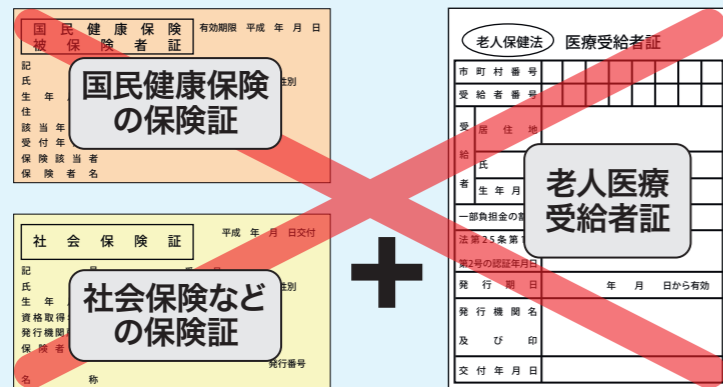
**今日から「保険証」が変わります!**

医療費が増大するなか、将来にわたって保険運営を安定的に続けていくため、これまでの老人保健制度に代わる後期高齢者医療制度が創設されました。そこで、保険証や保険料などが新しく変わります。

※これから75歳になる方は、75歳の誕生日から保険証が変わります。新しい保険証は、75歳の誕生日までにお住まいの市役所や町役場からお渡しします。  
※65~74歳で一定の障害のある方は、広域連合で認定を受けたその認定日から保険証が変わります。保険証はその場でお渡しします。

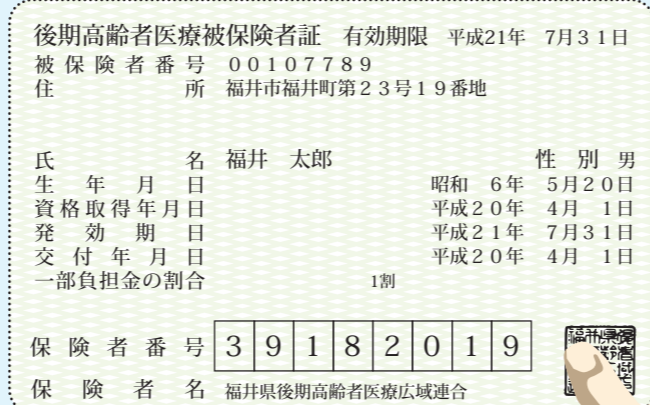
**75歳以上の方(65~74歳で一定の障害のある方)の保険証**

平成20年3月31日まで(老人保健制度)



👉 これまでは、ご加入の保険証と老人医療受給者証の2枚を病院などの窓口で提示していました。

平成20年4月1日から(後期高齢者医療制度)



👉 これ1枚を病院などの窓口で提示してください。

**お手元に新しい保険証が  
届いていますか?**



**国民健康保険税や社会保険料などに代わって、後期高齢者医療制度の保険料を納めていただきます。**

※ご家族の社会保険などの扶養となっていた方の保険料については、平成20年度に限り、半年間の凍結などの特別措置があります。



**病院などの窓口での自己負担割合は、これまでと基本的に変わりません。**

※下記の証をお持ちの方は、保険証と併せて提示してください。  
◎後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証  
◎後期高齢者医療特定疾病療養受療証

**後期高齢者医療制度についてのお問い合わせ先**

福井県後期高齢者医療広域連合 〒910-0843 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階 TEL.0776-54-6330 FAX.0776-52-5720